

広島県公安委員会告示第 48 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 23 年 6 月 13 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1S0376	告示の日 (平成 23 年 6 月 13 日) か ら 3 年間	回胴式遊 技機	トリプルクラウン 25T	清龍ゲームジャパン株式会 社 代表取締役 尹 弼暎 (東京都台東区東上野一丁 目 7 番 5 号)	左同